

栗山公園、特別使用者へ注意事項の確認書

栗山公園をご利用頂き、誠にありがとうございます。

公園の占有利用につきましては、指定管理者への申請が必要となっております。下記の内容を十分にご理解の上、ご利用下さいますよう宜しくお願い致します。

1 ●事前(実施日の10日前)に この『**確認書**』に署名し、必要書類と共に提出して下さい。

●終了後に『**使用料計算書**』 を記入し精算代金と共に提出して下さい。

【必要書類】

●テント等の利用は事前に**設置予定図**、イベント等につきましては、**内容とスケジュール** 設置場所等は必ず指示に従ってください。

飲食販売については 必要な保健所の『**営業許可証**』のコピーを提出して下さい。

2 下記注意事項をお守りください。

・ゴミはすべてお持ち帰りください。

・道路や芝を傷めるような、物などの設置、直火は禁止です。

・水の使用については打合せして下さい。専用使用はできません。

・公園用の電源はご利用できません。

・園内には原則、車両は出入りできません。

物品の搬入時は、必ず係員をつけ事前に詳細を当方へご連絡下さい。

出入りは通路部分のみ可能です。

・関係者の車両の駐車、バス等の駐車は第3駐車場をご利用下さい。

・利用料金は必ず当日、栗山公園案内所(9:00～17:00)にお納め下さい。

・事故、盗難、イベントによるケガ等については当公園では補償、損害賠償等の一切の責任は負いません。

・悪質な勧誘、お客様に対する迷惑行為(苦情等が出る行為)、法に触れる行為は行わないで下さい。

3 **申込書・売上報告の虚偽や不正があった場合 及び 上記注意事項違反の場合は今後、特別申請を受け付けません。**

栗山公園指定管理者 株式会社 たかはしダリア

上記確認し、順守することを了承しました。令和 年 月 日

申請者 住所

氏名

電話

携帯番号